

開発審査会基準第11号

地域振興のための工場等

地域振興を図る必要があるものとして立地する工場等のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が自己の業務用のもので、第1項又は第2項に該当し、かつ第3項から第6項までに該当するものとする。

- 1 当該工場等は、地域振興のための工場等の立地について知事が指定する地域（昭和61年12月8日指定）における技術先端型業種に該当する工場又は研究所とする。
- 2 当該工場等は、都市計画法第34条第12号に基づく条例が適用される市町村において、所在市町村長が定めた区域内に立地するもので、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」（平成30年2月15日付け29产通第407号愛知県産業労働部長通知）に規定する「地域における産業集積の形成及び活性化を図るため企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種」に該当する工場又は研究所で、所在市町村長が地域振興を図るため必要であると認めるもの。
 - (2) 申請地は、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域を含む場合、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が認められるもの。
 - (3) 敷地面積が3,000平方メートル以上であるもの。
 - (4) 敷地の主たる出入口が面する道路幅員が9メートル（1ヘクタール未満にあっては6メートル）以上であるもの。
- 3 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5ヘクタール未満であること。ただし、第2項の場合で開発行為が完了するまでに地区計画が定められるものにあっては、20ヘクタール未満とすることができる。
- 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 5 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 6 開発又は建築を行なうために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付記

本基準第1項に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする

附則

この基準は、昭和61年12月4日から施行する。

附則

この基準は、昭和63年2月4日から施行する。

附則

この基準は、平成20年7月10日から施行する。

附則

この基準は、平成21年11月12日から施行する。

附則

この基準は、平成29年7月31日から施行する。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(基準改正に伴う経過措置)

改正愛知県開発審査会基準第11号（令和3年12月23日議決、改正基準）の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第11号（平成30年3月15日議決、旧基準）に該当するとして許可申請がされたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係わる開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。

開発審査会基準第11号の運用基準

- 1 基準第1項に規定する「技術先端型業種」は、別添（愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」）に掲げる業種とする。
- 2 基準第1項又は第2項（1）に該当する工場又は研究所は、基準第1項にあっては知事又は事務処理市長が、基準第2項（1）にあっては所在市町村長が、愛知県経済産業局及び建築局によって構成される業種該当性判定会において、いずれかの工場等に該当する旨の回答を受けたものとし、回答があった日から3年以内に許可申請されたものとする。
- 3 基準第2項に規定する「所在市町村長が定めた区域」は、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている地域に基づき、その区域の範囲を区域図（縮尺1/2,500程度の平面図）として示されたものとする。
- 4 基準第2項（2）に規定する「都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域」には、次のいずれかに該当する区域を含まないものとする。
 - (1) 都市計画法施行令（以下「令」とする。）第29条の9各号に掲げる区域の指定が解除されることが決定している区域。
 - (2) 令第29条の9各号に掲げる区域の指定が短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域。
 - (3) (1) 又は (2) と同等以上の安全性が確保されると認められる区域。
- 5 基準第2項（2）に規定する「想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が認められるもの」は、次に該当するものとする。
 - (1) 令第29条の9第4号に掲げる区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域が指定されている区域を除く。）について、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 土砂災害が発生した場合に同法第8条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能なもの。
 - ロ 土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施されたもの。
 - ハ イ又はロと同等以上の安全性が確保されると認められるもの。
 - (2) 令第29条の9第6号に掲げる区域について、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 洪水等が発生した場合に水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能なもの。
 - ロ 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるもの。
 - ハ イ又はロと同等以上の安全性が確保されると認められるもの。
 - (3) (1) 及び (2) に掲げる区域のほか、令第29条の9各号に掲げる区域について、想

定される災害に応じた安全上及び避難上の対策により、安全性が確保されると認められるもの。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。